

FOR TOMORROW

# しぶや法人

申告納税は  
 e-Tax で!!



(御苑にて 矢澤久子氏)

2007.12  
No. **478**  
平成19年

## - 平成19年度納税表彰式 -

税務コーナー(法人税・源泉所得税・印紙税・都税)	4
法人会事業アラカルト	6
歴史に学ぶ戦国人間学	9
都税コーナー	14

# 法人会掲示板 12<sup>師走</sup>月

## 新年賀詞交歓会のお知らせ

日 時 平成20年 1月10日(木)  
午後 5時45分～  
場 所 セルリアンタワー東急ホテル  
B 2 F ボールルーム  
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000  
会 費 10,000円 / 1名  
詳しくは同封のチラシをご参照ください。チ  
ラシは先月号にも封入いたしました。

## 12月・(1月)実施する主な事業(上記以外)

12月5日 広報委員会  
12月5日 第10ブロック税務講習会  
12月19日 理事会  
12月19日 年末役員懇親会  
1月17日 第19ブロック税務講習会  
1月21日 相続税セミナー  
1月30日 所得税確定申告書の書き方講習会

## 法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

日 時 毎週月曜日～金曜日まで(祝日等除く)  
午前10時・11時・午後2時・3時・4  
時の5回  
場 所 羽野島法律事務所(新橋)  
相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円  
申込先 東法連:TEL 3357-0771

## 定例説明会等のお知らせ

### 《税務無料相談》

日時 12月5日(水) 午後1時～4時  
場所 渋谷法人会館

### 《税務無料相談》

日時 12月19日(水) 午後1時～4時  
場所 渋谷法人会館

### 《決算法人説明会》

日時 12月4日(火) 午後1時30分～4時  
場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

申告書用紙等発送予定日  
法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
19年11月	19年12月下旬

## 平成20年1月の 無料税務相談日について

通常毎月第1・第3水曜日に無料税務相談を実施しておりますが、平成20年1月は、下記に変更させていただきます。

1月9日(水)、1月23日(水)となりますので、ご注意ください。

税金のかからぬ財産とは……健康である

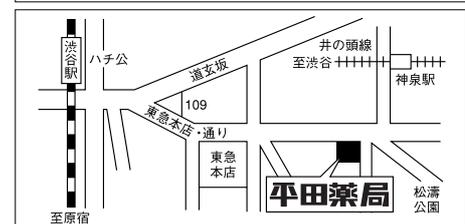
ち・ちくのう・肥満・にきび・しみ・糖尿病・成人病…

健康指導と漢方相談 健康 第一

保険薬局 **平田薬局**

渋谷区松濤1-28-8 TEL 3461-3724

話題の天然薬 **キョーレオピン**



# 平成19年度渋谷税務署長納税表彰式

(本会関係者) 表彰状4名、感謝状7名受彰

平成19年度納税表彰式が11月15日(木) 午後2時より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に、本会関係者を含め表彰状10名、感謝状12名が、税務行政に功労があったとして、受彰の榮譽に浴されました。

又、11月20日(火) 当会副会長多治見孝子氏が渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

渋谷税務署長表彰状



**萩 英夫**  
(理事)  
日邦防災(株)



**長澤 紀子**  
(評議員)  
(株)とも系



**長島 祐司**  
(理事)  
長島梱包(株)



**安原 喜一郎**  
(理事)  
(有)安原塗装工業所

渋谷税務署長感謝状



**雨宮 孝幸**  
(常任理事)  
(株)一古酒店



**岡崎 義明**  
(評議員)  
(株)岡崎ビル



**二宮 秀泰**  
(理事)  
(株)二宮



**羽根田 晴**  
(青年部会副部会長)  
(株)アッシュホールディングス



**町田 篤太郎**  
(評議員)  
(有)町田商店



**松井 美千代**  
(評議員)  
ビルメンテナンス(株)



**百瀬 智**  
(理事)  
(株)アルプスデンキ原宿



緊張の羽根田氏

渋谷都税事務所長感謝状



**多治見 孝子**  
(副会長)  
多治見無線電機(株)



表彰式会場

正しい税知識を学ぼう



## 法人税 ひとくちメモ

交際費等の範囲(接待を受けるためのタクシー代)

**Q** 他社が主催する懇親会に当社の従業員又は役員を出席させるために要するハイヤー・タクシー代(当社～懇親会会場、懇親会会場～自宅)は、会社の業務遂行上の経費であり、接待、供応等のために支出するものではありませんから、交際費等以外の単純損金(旅費交通費)と解して差し支えありませんか。(注)懇親会の費用はすべて当該他社が負担します。

**A** 次の理由のとおり、照会のような他社主催の懇親会へ出席するためのハイヤー・タクシー代は単純損金として差し支えありません。

ただし、(参考)の自社主催の場合には、注意が必要です。

**(理由)**

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係

のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされています(租税特別措置法第61条の4第3項)。

照会に係る費用は、他社が主催する懇親会に出席するための費用であり、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」ではありません。

**(参考)**

照会に係る費用は、他社が行う接待を受けるために支出するものであり、得意先等に対して自社が行う接待のために支出するものではありませんから、交際費等に該当しません。

なお、自社が懇親会を主催する場合において、得意先を会場まで案内するために支出するハイヤー・タクシー代は、得意先に対して自社が行う接待のために支出するものですから、照会の場合と異なり、交際費等に該当することとなりますのでご注意ください。

詳しくは、法人課税第1部門審理担当もしくは税務相談室にお尋ねください。TEL 03-3463-9181

国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧ください。

## 源泉所得税



平成19年分の年末調整事務について昨年と比べて変わった点

**Q** 平成19年分の年末調整について、昨年と比べて変わった点はどのようなところでしょうか。

**A** 定率減税が廃止され、所得税の税率が改正されました。

また、損害保険料控除が地震保険料控除に改組されました。

**【解説】**

(1) 平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税については、平成18年分の所得税について

2分の1に縮減されるとともに同年分をもって廃止され、平成19年分以後の所得税については適用がありません。

また、国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(いわゆる税源移譲)が行なわれたこと等を踏まえ、平成19年分の所得税から税率構造が5%～40%の6段階となっています(注)。

(2) 損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害保険部分の保険料等の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました。

詳細については、前月号を参照してください。

(注) 上記(1)の改正等により、年末調整の際に使用する所得税額の速算表が変更になりました。

年末調整のための所得税額の速算表

改正後(平成19年分から)		改正前(平成18年分まで)	
課税給与所得金額又は課税退職所得金額(A)	税 額	課税給与所得金額又は課税退職所得金額(A)	税 額
195万円以下	(A)×5%	330万円以下	(A)×10%
195万円超 330万円以下	(A)×10% - 97,500円		
330 " 695 "	(A)×20% - 427,500円	330万円超 900万円以下	(A)×20% - 33万円
695 " 900 "	(A)×23% - 636,000円		
900 " 1,800 "	(A)×33% - 1,536,000円	900 " 1,800 "	(A)×30% - 123万円
1,800 "	(A)×40% - 2,796,000円	1,800 "	(A)×37% - 249万円

( )イ (A)の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 課税給与所得金額が16,920,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

詳しくは、法人課税第4部門(源泉所得税担当)までお尋ねください。TEL 3463-9181(内線 5042)

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

## 印紙税

### Q&A

#### 契約書の意義

**Q** 「契約書」という場合は、一般に契約当事者が共に署名押印する形態のものを指していると考えられますが、印紙税法では「請書」のように当事者の一方だけが署名押印するような文書も契約書に該当すると聞きました。どういう理由によるものでしょうか。

**A** 印紙税法別表第一に掲げられている課税物件表には、第1号の「不動産の譲渡に関する契約書」、第2号の「請負に関する契約書」などのように「に関する契約書」という名称で掲げられているものが多くありますが、ここにいう契約書は、一般的に言われるものよりかなり範囲が広く、そのため、印紙税法「課税物件表の適用に関する通則」5にその定義規定を置いています。

すなわち、課税物件表に掲げられているこれらの契

約書とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約(その予約を含みます。以下同じ。)の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実(以下「契約の成立等」といいます。)を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商習慣に基づき契約の成立等を証することになっているものも含まれます。

したがって、通常、契約の申込みの事実を証明する目的で作成される申込書、注文書、依頼書などに表示された文書であっても、実質的にみて、その文書によって契約の成立等が証明されるものは、契約書に該当することになります。

契約とは、互いに対立する2個以上の意思表示の合致、すなわち一方の申込みと他方の承諾によって成立する法律行為ですから、契約書とは、その2個以上の意思表示の合致の事実を証明する目的で作成される文書をいうことになります。

詳しくは、法人課税第3部門までお尋ねください。

TEL 3463 - 9181 (内線 5032 ~ 5034)

## 都税事務所だより

### Q&A

#### 固定資産税・都市計画税

**Q** 建物が古くなっても評価額が下がらないのはなぜですか？

**A** 固定資産税における家屋の評価額は、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づいて産出しています。また、評価基準では、再建築価格方式により家屋の評価額を求める方法を採用しています。

この再建築価格方式は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と全く同一のものをその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を考慮し(必要に応じて更に需給事情による減価も考慮し)、その家屋の価格を求めるものです。

具体的には、評価しようとする家屋について、単位当たり再建築費評点を付設し、経年(損耗)の状況に

よる減点補正率を乗じ、更に床面積及び設計管理費等を考慮した評点一点当たりの価額を乗じて、評価額(価格)を求めます。

評価替えにおいて、再建築価格方式により算出する「評価の対象となった家屋と全く同一のものをその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費」は、評価替えの前の評価額を算出した後の建築資材費や労務費等の建築物価の変動を考慮します。また、「家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価」は、評価替えの前の評価額を算出した後に新たに経過した年数の経過によって生じる損耗の状況による減価を考慮します。したがって、建築物価の変動による建築費の上昇の割合が、年数の経過によって生じる損耗の状況による減価の割合を上回る場合は、家屋が古くなっても、必ずしも評価額がさがりません。

しかしながら、家屋は一般的には減耗資産であることから、前年度の評価額を上回ることは望ましくないので、その場合は評価基準に定められている経過措置によって、前年度の評価額を据え置くこととなります。

## 浅井慎平氏特別講演

### ～ファインダーから見た 環境とエネルギー～

去る10月23日午後3時からセルリアンタワー東急ホテルに於いて、首都圏エネルギー懇談会の後援により、写真家 浅井慎平氏とTBS唐橋アナウンサー（サンデーモーニング）の対談で1時間に渡り、地球環境問題について熱心に語られました。文化、経済が進んでいる以上は環境破壊も同時進行する。人類としてどこで歯止めをかけるか、自然が壊れることは人類が壊れることにつながり、今変えないと次世代の人に申し訳ない。

自然の中で生かされている自分を今一度見つめ直し、地球を美しく残さなければいけないと語った。一人一人の身近な問題であり、有意義であった。

講演会の参加者は250名（一般参加21名含む）。



会場



浅井慎平氏と唐橋アナ

## 総務委員会（石田委員長）

10月5日(金)午後4時から、法人会館に於いて開催した。

議題は、東京法人会連合会インターネット会員連携サービスの導入について ブラジル経済事情視察について(日本人移住100周年)2008年2月予定 会員の集いと講演会の途中経過報告 ブロック事業活動基準委員会(仮称)の委員の選出について審議し、総務委員会から5名の委員を選出いたしました。今後、財務委員会と合同で会の事業と予算等について検討する。

## 社会貢献委員会設立

去る11月1日(木)午後4時から原宿南国酒家にて、社会貢献委員会設立第1回委員会を開催した。

法人会の三本柱の一つの「社会への貢献」を渋谷法人会として今以上に事業活動を展開する上から、八木原委員長(副会長)他13名でスタートした。

当日は、渋谷税務署から岡田統括官、坂井審理担当上席調査官が出席され、他区法人会の活動についてお聞きし、参考とした。

委員会の基本方針は 地域社会貢献と本部事業への積極的参加 環境問題と事業の推進 租税教育活動の推進。

又、法人会の活動目標達成のため、13に及ぶ具体的な事業計画案について検討した。

法人会活動は会員企業及び広く社会への貢献を目指すものとした。

## 裁判員制度セミナー (平成21年5月から開始)を開催

去る10月10日(水)午後2時から法人会館に於いて、開催した。

当日は、東京地方検察庁 福田統括検務官が挨拶の中で、現況と国民参加の重要性を話された。



福田統括検務官

引き続き、俳優中村雅俊監督、出演。主演西村雅彦で、野沢元法務大臣が出演するドラマ「裁判員制度、もしあなたが選ばれたら」を上映いたしました。選ばれた人がどのような経験をするのかははっきりと描かれていました。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

裁判員制度の対象になる事件はどんな事件か又、どのようにして選ぶのか、報酬は、資格は必要なのか、辞退できるのか、参加者からの質問に佐藤統括検務官が解りやすく答えて4時15分終了。参加者40名。



会場

### 税を考える週間協賛事業 渋谷区くみの広場に参加(代々木公園)

「税を考える週間」(11/11~11/17)行事の一環として、去る11月3日(土)、4日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係六団体の一員として、渋谷区くみの広場(ふるさと渋谷フェスティバル2007)に参加。来場者に税金クイズに挑戦していただき、今回も賞品にパンジーの鉢植えを(2個入り3000セット)プレゼントいたしました。他に、法人会として、クリアファイル、マーカーペン、水木プロ



作画全法連租税教育用のマンガ本「税ってなんだ?」等、各3000セット提供しました。

クイズに挑戦された皆さんは、改めて税に対する認識を深められていました。

柳田会長、女性部会の役員さん

早朝より花のセットや税金クイズの配布から花のプレゼントまでお疲れ様でした。

来場者は、2日間で110万人でした。



### 経営税務学校好評裡に終わる

「税を考える週間」の協賛事業の一環として、法人会では11月12日(月)に第29回経営・税務学校を渋谷商工会館2階大研修室に於いて開催した。開校に先立ち

柳田会長から挨拶があり、早速、午後1時35分より第1部税務講座を開催。講師に渋谷税務署長佐藤和助氏をお招きし「税務の現状等」についてお聴きした。



柳田会長

引き続き、第2部経営講座には(前)宮城県知事 浅野史郎氏から「組織における危機」- どう乗り越えるか、どう防ぐか - と題して、宮城県知事時代の経験と昨今の食品業界の不祥事等々について述べられた。

学校は午後4時10分に終了した。参加者95名。



会場



佐藤署長



浅野史郎氏

## 女性部会便り

### 米沢法人会女性部会との交流会

10月12日(金)会員同士のご縁が有り、山形米沢法人会女性部会が、10周年記念の研修旅行に当女性部会を訪問して下さいました。

森部会長が「遠路遙々ご訪問いただきまして有難うございます。特別なことは致しませんが、どうぞごゆるりとお寛ぎ下さいませ」と挨拶し、米沢部会長様が、「10周年式典にはステージ花を頂きまして有難うございました。米沢は、牛肉やワイン、種々のフルーツ等、食が豊富ですので是非来てください。」と挨拶。その後、和気藹々と歓談し、最後に一人ずつ米沢の特産織物のポーチやワイン等を頂き、花笠音頭に合わせて合同で踊り、楽しい一時は瞬間に過ぎてしまいました。森部会長が、「自然の中で、のびのびとご活躍されておられるのが手に取る様に伝わって来て、実に微笑ましいですね。又お出掛け下さい。」と締めくくりました。



サッポロビールで研修



パーティー

みんなで花笠音頭



### “ やってみようe-Tax ” 研修会

去る10月30日(火)渋谷法人会館において、e-Tax推進協議委員会主催による、“ やってみようe-Tax ” 研修会を開催した。

今回は、参加者一人一人がパソコンを使用して、実際に消費税、法定調書について申告・申請の手続きを経験してみた。

まず、パワーポイントを使用して、渋谷税務署の坂井審理担当上席よりe-Taxの概要等の説明があり、続いて体験研修に入った。

受講者はパソコンの操作に戸惑いながらも、真剣に取り組んでいた。間違ってもいいからとりあえずやってみる。実際に体験してみて、初めて便利なところ、不便だと感じる場所が分かる。“ 理解するより慣れる ” だと思える。

今後電子政府化が進めば否応なしにe-Taxを利用しなければならなくなる。より使いやすいシステムにしていくためにも、利用者の体験から生じる意見が必要になる。実際に体験してみると、“ 意外に簡単 ” と思えるかも…。

法人会では、今回の研修会に定員オーバーでお断りした方を対象に11月21日にも同じ研修会を開催した。

今後も体験研修会を開催していきますので、是非ご参加下さい。



講師 坂井審理担当上席



真剣な受講者

e-Taxを体験してみよう！

歴史に学ぶ  
戦国人間学

③〇

小和田 哲男

(静岡大学教授)

加藤 清正 土木の神様に名臣あり

熊本県には、加藤清正が手がけたという治水工事の跡が何カ所か残っていて「清正堤」の名で知られている。それまでの領主たちには手がつけられなかった緑川や白川の洪水被害を、肥後に入った清正がみごとに制御したのである。そのため清正は名治水家の一人に数えられ、土木の神様などともいわれている。

実際、熊本では、江戸時代、藩主だった細川氏の歴史よりも、はじめのころだけしか関係していなかったにもかかわらず、清正人気の方が高く、清正に「公」をつけ、さらに「さん」づけをして、清正公せいしんこうさんとよばれているほどである。

清正の場合、土木の神様だけでなく、築城の天才といわれることもある。自分の居城である熊本城の扇の勾配といわれるみごとなカーブを描く石垣をはじめ、江戸城・名古屋城などの石垣工事にも携わって、藤堂高虎と並ぶ築城名人としても知られている。

もちろん、清正自身も土木水利や築城術を体得していたであろうが、どうやら、土木の神様、築城の天才といわれるのは、土木水利、築城にたけた二人の家臣を擁していたためらしい。その二人の家臣とは森本儀太夫と飯

田覚兵衛である。やや極端ないい方になるが、清正が土木の神様、築城の天才とよばれたのは、土木水利、築城のノウハウを身につけていた二人の名臣に恵まれていたからということにもなる。



名古屋城の手伝い普請のときは飯田覚兵衛が担当し、江戸城の手伝い普請のときは森本儀太夫が担当したが、江戸城の手伝い普請のこととして興味深い話が伝えられている。

当時、手伝い普請は、それぞれ大名たちが割りふられた部分を担当することになっていた。それを丁場ていばといっている。

そのとき、加藤家に割りふられた丁場は桜田および日比谷の石垣工事であった。そこは、少し前まで江戸湾の入江で、埋め立てたばかりだったのである。加藤家の隣の丁場を担当した浅野家ではどんどん石を積んだが、大雨で崩れてしまった。それに対し、森本儀太夫は、地盤固めに時間をかけ、その上で石垣を積み、大雨でもびくともしなかったという。

健康維持のためなら軽めの靴を朝夕なら歩くとき気持ちよさを覚える季節がめぐってきた。とはいえウォーキングを習慣にするのは容易でない。それにはまず形から入ってみてはどうだろう。

ただ、最初からウェアを揃えるのは大変なので、基本グッズであるウォーキングシューズを新調する。

そこで、慶應義塾大学医学部教授で、日本靴医学会の常任幹事を務める井口傑すぐるさんは、「良い靴に出合う第一歩は、歩く目的をはっきりさせること」とアドバイスする。

健康維持や習慣的ウォーキングが目的なら、足に負担が少ない軽めのものを選ぶ。ダイエットや筋力トレーニングにもなるものをというのであれば、足を鍛えるため重さがあるシューズを。のんびり散歩派なら素材、はき心地重視のコンフォートシューズにする、というわけだ。



身近な健康法

後藤 有能

(医学ジャーナリスト)

ウォーキングシューズは目的に合わせて選ぶ



トラブル防止のチェック点

そして、靴ずれや外反母趾など足のトラブルを避けるチェックポイントとして、次の6つの事柄をあげる。

幅は、シューズの中で、指でグー・チョコキ・パーができる 中敷き

は、足の立体構造を守るふくらみなどがついていて かかとは、歩くときしっかり包み込んでいる 土踏まずつちふまずは、自分の土踏まずと靴底の高まりが合う 長さは、足の指を伸ばした状態でシューズとかかとの間に小指が入る 曲がる位置は、足や指が曲がる場所とシューズの曲がる位置が一致する。

靴を選ぶ時間は夕方ゆふがたがよい

気をつけたいのは、自分ではぴったりだと思っても、じつは小さすぎることが多いということ。足に障害を抱える7~8割の女性が小さすぎるシューズをはいているというデータもある。

そこで大切なのが靴を選ぶ時間帯。足は午後になるにつれ、むくんでくる傾向にある。したがって靴を選ぶのは、夕方ゆふがたにするとよい。

軽い、すべりにくい、気持ちいい。そんな良靴と一緒に、さあー、ウォーキングの開始。



# 国際収支も高齡化？

## もはや貿易黒字が 稼ぎ頭ではない

石川 秀樹 (石川経済分析取締役社長)

国際収支とは、日本と外国の経済的取引を総合的に記録したものです。ですから、国際収支を見れば、対外取引の面からその国の経済構造の変化を理解することができますのです。そこで、今回は、国際収支から日本経済の構造変化について考えてみたいと思います。

### 国際収支とは？

国際収支は、大きく、経常収支と資本収支に分かれます。経常収支とは、モノのやり取りである貿易収支、金融・通信・運輸などのやり取りであるサービス収支、株式の配当や貸付金の利子である所得収支などがあります。これに対し、資本収支は、株式の売買や資金の貸し借りなどによる国際的な資金の流れのことです。そして、日本に資金が入っている場合を「黒字」、日本から外国に資金が出て行く場合を「赤字」といいます。

ここで注意したい点は、利子や配当です。日本は、貿易黒字で稼いだ資本を外国に貸し付けたり、外国株式や外国債券を買ったりしています。これらは、日本から資金が出て行くので、「資本収支」の赤字要因となります。ところで、外国に貸し付けたり、外国株式や債券を購入したりすると、定期的に配当や利子を受け取ります。しかし、これは、定期的に行なわれるので、「資本収支」ではなく、「経常収支」の中の「所得収支」となり、資金が入ってくるので黒字となります。

### 日本の国際収支と特徴

表を見ると、日本は貿易収支黒字、サービス収支赤字、所得収支黒字が続き、平成15年を除き資本収支は赤字であることがわかります。貿易黒字は、日本の製造業の国際競争力の反映ですが、反対に、サービス収支赤字は、日本のサービス業(金融・運輸・観光など)は競争力がないので、日本が外国のサービスを利用し、代金を支払っているということを示しているのです。

所得収支とは、国境を超えた出稼ぎ労働者の所得、株式の配当金、債券や預金の利子などを合計したものです。日本の場合、出稼ぎ労働者は少ないので、所得収支の大半は株式の配当金や債券や預金の利子などの金融資産から得る収益です。つまり、日本の場合、貿易黒字で稼いだ資金を外国の株式や債券などの金融資産の購入にあててきたので、それらの配当金や利子の受け取りが大きいということを示しているのです。

資本収支の赤字は、貿易黒字で稼いだ資金を外国の株式や債券などの金融資産の購入にあててきたということを意味しますが、平成15年だけは黒字になっています。これは、平成15年は日本の株価が値上がりすると考えた外国の資金がいっせいに流入してきたからです。このように、資本収支は、投機的なマネーの動きによって、黒字にも赤字にもなりえますが、傾向的には、日本の場合、赤字となることが多いのが特徴です。

### 「貿易で稼ぐ」というパターンは 続かない！？

かつては、日本は天然資源を外国通貨で購入し輸入する必要があるため、その外国通貨を工業製品の輸出

(単位：億円)

	経常収支			所得収支	資本収支
		貿易収支	サービス収支		
平成10年度	151,912	157,772	- 62,142	70,871	- 168,501
平成11年度	132,408	135,226	- 56,732	64,749	- 49,817
平成12年度	124,000	113,756	- 50,182	69,801	- 93,303
平成13年度	119,124	88,630	- 50,063	86,753	- 84,394
平成14年度	133,872	113,739	- 50,131	80,206	- 50,491
平成15年度	172,972	130,115	- 34,062	85,120	205,376
平成16年度	182,096	131,571	- 35,947	96,441	- 141,969
平成17年度	191,233	95,633	- 21,560	126,094	- 140,413
平成18年度	211,538	104,839	- 22,979	142,484	- 152,330

所得収支が貿易収支を上回る

で稼がなくてはならないといわれていました。ところが、現在では、その輸出が天然資源を含む輸入を大きく上回り、貿易黒字を継続し、貿易によって外国通貨をどんどん稼いでいます。ですから、日本の国際収支の特徴という「貿易黒字で稼ぐ」というイメージがある方も多いのではないのでしょうか。

表をご覧くださいと、現在でも貿易黒字ですが、最近では頭打ちになっています。中国の生産力の増強や日本の労働人口の減少を考えると、将来的には、貿易黒字は減少していくと予想されています。これは日本経済にしてみれば、貿易による稼ぎが減少してしまうことと考えることもできます。もっとも、貿易相手国にしてみれば、日本の貿易黒字が減少するということは、対日貿易赤字が減少することになりますから、望ましいことかもしれません。

## 稼ぎ頭ではなくなった貿易黒字

いずれにせよ、日本経済にとっては心配な貿易黒字の減少ですが、その代わりに注目を浴びているのが所得収支の黒字です。この所得収支の黒字は、著しい増加傾向にあり、平成10年に約7.1兆円であった黒字が、平成17年には約12.6兆円と急増し、貿易黒字（約9.6兆円）を抜きました。そして、平成18年度は14.3兆円と、さらに増加しています。このような貿易黒字減少と所得収支黒字の増加という現象は、「国際収支構造の成熟化」と呼ばれます。つまり、日本という国は、せつ

せと製品を作って輸出し、貿易黒字で稼ぐ時代から、今まで蓄えた資金で外国の資産を購入し、その配当金や利子で稼ぐ時代になりつつあるのです。

そうすると、「あくせく働かなくても、今までの資産の収益で稼ぐことができるので左うちわの生活でよい」という意見も出てきそうです。しかし、これは、人の一生で考えると、バリバリ働いて稼いだ時代から、資産の運用益で稼ぐ高齢世代になる状況と似ていますが、資産の運用益が永遠に得られるのならよいのですが、資産を食い潰してしまうおそれもあるので、楽観視はできないのです。

このように考えると、貿易黒字の伸び悩みと所得収支黒字の増加は、日本社会の急速な高齢化に歩調を合わせて、日本の経済構造も高齢化している証拠なのかもしれません。かつての大英帝国も、アメリカも、絶頂期の貿易黒字が減少する過程で所得収支が増加し、やがて、貿易赤字に転落するという歴史をたどりました。日本も同じ道をたどるだろうと考える専門家もいます。

以上の「国際収支の発展段階説」は、経済を人生にたとえており、非常にわかりやすいのですが、人と経済の違いを忘れてはいけません。人は年老いて死んでいきますが、国の経済は死んでなくなるわけにはいきません。高齢化した経済が、再び、若々しい経済として復活することもあります。日本経済は再び、若々しさを取り戻すことが出来るのでしょうか？

## 現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネスマン評論家)

### 「家庭」こそ、エネルギーの源泉！

家族は組織の最小単位

家庭のよきマネジャーは、職場でもリーダーシップが十分に発揮しているマネジャーだろうということができよう。

人間の組織は家庭を原点として、地域、グループ、職場、国、世界へと広がっていくものである。

したがって、家庭間の不協和音は、いろいろな歪みを生み出していくことになる。良好な家族関係の構築こそ、外で働く人たちにとっては、何ものにも変えることができない、エネルギーの源泉だということができよう。

例えば、妻が家庭の中で、何かの不満を持っていたとしたら、夫は安心して仕事に打ち込むことはできないということになる。

したがって仕事を成功させていくことも極めて困難だということができる。

多くの創業者の成功への軌跡をトレースしてみると、  
“内助の功”を超えて、むしろ“外助の功”とも言うべき、

相互に役割を分担して、目標を共有した“協働”していく姿を見ることができるといえる。

経営のベースは、家庭も会社も同様

いまや、家庭は、会社経営と同様にとらえることができよう。また、心理的な絆のみならず、家庭のライフプランをきちんと、数字で把握していくことも重要となってくる。

いずれも健全経営をめざすことから、大きなパワーを生み出すことになる。

アメリカの心理学者、J・M・ルイスは、健全な家族は、次の二つの特徴を持っていると指摘している。

家族内に質の良いコミュニケーションがあること

両親間に深い絆があること

健全家族のキーマンは、父親であることには間違いがないようだ。

また、健全家族は、相互に創り上げていくものであり、日常のコミュニケーションづくりが極めて重要だといえる。

したがって、家庭をエネルギー源として、仕事でも元気溼刺としていくためにも、健全な家族関係の構築をしていくことだ。

新連載

## できる人の説得力向上講座

壺阪 龍哉 (株)トムオフィス研究所代表取締役)

### 「説得力」を考えてみよう

あなたの周りにこんな人はいないだろうか

「ありがとう」「ごめんなさい」「おはようございます」といった人間として当たり前のことが、口から出てこない人たちが増えている。そこにいてだけでオーラを放して、相手を説得できるような人には、めったにお目にかかれない。

ところで、電子化の波は利便性というメリットをもたらした反面、「表情レス」「マナーレス」「言語障害」といった人間らしさが欠如した陰の部分と同時に発生させている。「表情レス」とは、人間よりもパソコンと長い時間接していると、心から笑う、怒る、泣くといった人間の自然の感情を出しにくくなる。

次に「マナーレス」とは、携帯電話や電子メールでビジネスマナーを忘れて、プライベートで使う慣れな

い表現を使ってしまい相手に誤解されてしまう。

「言語障害」は、前に指摘したように人間として当たり前のことが口からできない、漢字が正しく書けない、自分のことを十分に表現できないといったことを意味する。

このようなビジネスパーソンは、お客様や職場の上司、部下の人たちを説得し、正しくあなた自身を理解してもらうことはできない。

「説得力」とはどういうことか  
相手を説得するとは、相手に自分のことを理解してもらおうと、無理やり押し付けることではない。説得のプロセスは、一般に理解 賛成 行動 信者となる。

理解...お客様に、あなたの会社や買って貰いたい商品、サービスを説明し、十分に理解していただく。

賛成...相手がどんなに理解しても、買う気にならなかつたり、ときには反対、無関心というケースもある。まず身を乗り出して、あなたに好意的な姿勢を示してもらうことが必要である。

行動...「良い商品、サービス」であることは十分に理解し買う気になっているが、予算がなくてという声をよく耳にする。

あなたの勤める商品、サービスに見合う予算を確保するという行動を起こしてもらわなければならない。

信者...商談成立のあとで、誠心誠意お客様に商品を納品したりサービスを提供し、アフターサービスも完全に行う。

お客様はあなたを心から信頼し、必ず信者となってくれる。すなわち、あなたの会社は「儲かる」ことになる。

e-Taxを体験してみよう！

平成19年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同 / 敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(有)大石	大石 しめ	渋谷区恵比寿2-12-11	3440-6787	仕出し弁当
1	日本SG (株)	和泉 法夫	渋谷区恵比寿4-20-3	5488-1811	情報サービス業
3	(有)レクト	若槻 聡	渋谷区猿楽町6-11	3463-7808	広告関係
3	ジャムワークス(有)	藤木 義紀	渋谷区猿楽町9-8-1F	5456-7155	販促コンサルティング
3	(有)マイス	高木 実	渋谷区桜丘町3-10	3496-5234	イベント企画運営
4	ノン・ヴァーバルコミュニケーションズ(株)	小坂井 竜	渋谷区広尾1-15-6	5423-6177	広告代理業
4	(有)Buddy Bone	中元 博子	渋谷区広尾2-2-16	5468-8958	医療機器販売
4	(株)ブレインズコンサルティング	尾崎 充	渋谷区広尾5-23-5	5791-1421	コンサルティング
5	(株)マイリアルビジョン	本保 彰	渋谷区東1-4-23	5466-7668	デザイン企画・制作
5	テオリアコミュニケーションズ(株)	上保 大輔	渋谷区東3-14-15	5774-8558	広告制作業
5	(株)gram.	前田 和秀	渋谷区東3-20-4	5464-9281	店舗デザイン
6	(株)キクミミ	若林 友樹	渋谷区渋谷1-8-3	6429-3781	経営コンサルティング
7	デザインプール(株)	田中 真史	渋谷区南平台町12-6	6411-4372	広告
10	(株)大二	鯉坂 安道	渋谷区道玄坂2-25-5	5459-7701	木材卸、建設業
11	(有)One's・Best Promotion	田伏 綾子	渋谷区宇田川町6-20	6423-7884	人材派遣業
11	(株)アジアソフィスティケート・エアカンサルティング	鶴 真俊	渋谷区宇田川町6-20-601	3464-7314	コンサルタント(物流)
12	ディーシーエヌ(株)	近田 忍	渋谷区富ヶ谷2-6-1	5465-2100	情報処理サービス業
12	(株)ミュコンCEPT	坂田芽衣子	渋谷区上原1-20-5	5452-1180	インテリアデザイン
14	(有)つかさけアサービス	小野佐代子	渋谷区笹塚1-53-7-714号	3378-3347	福祉事業
16	(有)オコデザイン事務所	小林 巧	渋谷区本町4-2-11-308	3376-9334	広告代理業
16	城西冷暖房工業(株)	今吉 賢吾	渋谷区本町5-26-4	3370-5777	管工事
17	(有)エヌエス企画	西坂 憲治	渋谷区初台2-29-3-101	3299-3209	販売業
18	(株)中愛	真壁 正雄	渋谷区代々木1-38-4	3379-0261	美容材料卸
18	日本リンクス(株)	朝倉潤一郎	渋谷区代々木1-57-2	5365-2223	展示会・見本市会場施工業
19	(株)メディカル・プリンシプル社	中村 敬彦	渋谷区千駄ヶ谷3-59-4	5772-2300	人材紹介業
19	(株)勇往	劉 愛軍	渋谷区千駄ヶ谷4-29-12	5414-8521	衣料品輸入、企画代行
21	(株)リップヒップ	持田 昌佳	渋谷区神宮前4-28-10	3408-0901	小売業
21	(有)モーリス	毛利 光江	渋谷区神宮前6-25-8	5468-8055	広告制作



●もちつき

餅搗の息をどりをり桑畑 中澤康人  
正月に欠かせないのがもちだ。鏡もちから雑煮用のもちまで。かつては、暮れも押し詰まったころ、どの家からももちをつく音が聞こえてきたものだ。

最近は各家庭で臼と杵でもちをつくことがほとんどなくなり、店頭で買い求めるか、家庭用のもちつき機で作ることが多い。そんななかで、もちの形は今でも東西でくっきり違う。西日本が一つ一つ丸めた丸もちなのに対し、東日本は四角い切もち。稲作とともに日本に伝わったもちは、丸い形が基本。それが江戸時代、人口が急増した江戸で多くのもちを作る必要に迫られ、平らに伸ばしたもちを切り分ける切りもちが生まれたという。

交通網の発達で何でも全国一律になった時代に、今も残る東西文化の違い。正月の雑煮を食べながらその違いについて改めて考えてみたい。(記・小牧 規子)

●昭和という時代

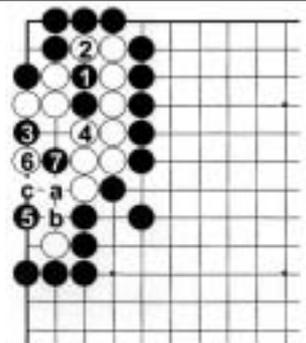
「光文」は幻の年号といわれる。大正天皇が崩御した1926年12月25日、東京日日新聞(現毎日新聞)などが「新元号は光文」との号外を配った。が、発表された年号は昭和だった。

新しい天皇の時代には、文化国家を建設しようと、年号には「文」を入れ、光文と決めていたものの、新聞にスクープされたため、昭和に変更されたという。もし、光文という時代になっていれば、軍部の独走によって起きた日中戦争はなく、日本は違った国家になっていたかもしれない。

また、昭和は戦争による大きな犠牲と共に、人々が豊かな生活を享受できた時代だ。それを支えたのが、戦後の復興から立ち上がった庶民の努力だった。昭和天皇は89年1月7日に崩御、昭和という時代も62年余りの歴史を閉じたのだ。

正解「黒先白死」

準備工作として黒1が肝要です。白2に黒3のアテから黒5が手筋。以下黒7まで白死。途中黒3をaは異筋。白7、黒6、白b、黒5、白cとコウ。初手をcは追求不足。白aで生き。初手を6も白aで生きです。



会員の増加は、会員のメリットに通じる

あなたと都税

12



- 東京都主税局からのお知らせ -

## 12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

納期限 12月27日(木) 納付書は6月にお送りしています。

### ご利用できる納付方法

金融機関(1)・郵便局・都税事務所(都税支所)・支庁の窓口
口座振替
<p>コンビニエンスストア(2)</p> <p>利用可能なコンビニ</p> <p>エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート HOT SPAR CVS ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン(50音順)</p>
金融機関(1)・郵便局のペイジーマークの付いているATM(現金自動預払機) パソコンや携帯電話(3)

- 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- 納付書等1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ペイジーマークの付いている都税の納付書に限ります。  
領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください)。  
新規にパソコンや携帯電話で納付される方は、事前に金融機関への利用申し込みが必要です(既にご利用の方は新たな申し込みは必要ありません)。

【問い合わせ先】 渋谷都税事務所固定資産税課固定資産税係 電話 03(3463)4319

新宿／渋谷／品川地区限定

# 1時間からの事務スタッフ派遣

人材総合サービスの

■オフィス内でのいろいろな諸作業  
スタッフを手配いたします。

1時間  
からOK

マンネットからの新提案

データ入力 伝票整理 請求書作成  
資料作成 受付・接客 経理事務

(女性スタッフが中心となります)

●料金(1名 休息無し)

1時間	4500円	
2時間	5500円	・勤務時間は基本的に 8:00~22:00です。
3時間	7000円	・残業は一律30分単位@1250円となります。
4時間	8500円	・交通手当は料金に含まれます。
5時間	10000円	・別途消費税が掛かります。

※ご注意  
ご発注は原則として作業日の2日前までに  
お願いいたします。  
前日及び当日ご発注はご相談下さい。

**mannot**  
株式会社 マンネット  
千葉支店・仙台支店・埼玉支店

<http://www.mannot.jp/>

mail:oss@mannot.co.jp 担当:OSSチーム 中島  
Tel:03-3797-3848 Fax:03-3797-0278  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6-19-16 越一ビル9F

有料職業紹介業:13-07-1-0300  
一般労働者派遣業:般-13-07-0269

## 年末年始における 窓口業務のご案内

年末年始、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所における事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日 (金)	12月29日(土) ~1月3日(木)	1月4日 (金)
都税の納税		×	
都税の申告書の受付		「申告書等受箱」をご利用ください。	
申請書等の受付			
証明書等の取扱い		×	

：ご利用できます ×：ご利用できません

金融機関等の窓口における納税については、各金融機関等に直接お問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

渋谷都税事務所総務課相談広報担当

電話 03(3463)4311 内306

または主税局総務部総務課相談広報係

電話 03(5388)2924

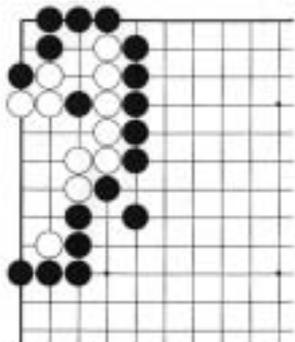
### 詰碁

出題 日本棋院

黒先

一線黒を活かして仕留める筋ですが、その前に準備が大切です。

(考慮7分で2段)



### ●12月の税務

- 給与所得の年末調整  
調整の時期...本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出  
(1) 提出期限...本年最後の給与の支払を受ける日の前日  
(2) 提出先...給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付納期限...12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(19年6月~11月分)の納付納期限...12月10日
- 7月~12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出 提出期限...12月20日
- 10月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 申告期限...平成20年1月4日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税 申告期限...平成20年1月4日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税 申告期限...平成20年1月4日
- 4月決算法人の中間申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ...半期分 申告期限...平成20年1月4日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 申告期限...平成20年1月4日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 申告期限...平成20年1月4日

ハイデルベルグスピードマスター最速15,000枚/時によるカラー印刷  
バインダー43mm製本、最新中ロット生産型高速中綴機導入 最速4050冊/時

一貫仕上げ体制確立!

Digital Printing Solution

長谷川印刷株式会社

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町17-8  
電話 03-3461-1317(代) FAX 03-3476-0287

社団法人  
渋谷法人会  
会員の皆様へ

万一の時に役につく渋谷法人会の  
葬儀支援サービスをご利用ください。

渋谷法人会の会員であれば全役員からご家族までご利用できます。

わすれていない？

いざという時  
お忘れに  
ならないために  
利用者証券を  
お送りいたします

全国ネットワーク  
同一条件で全国約500社葬儀社  
(約2500事業所)が利用可能

事前問合せおよび  
万一の場合は (株)全国儀式サービス フリーダイヤルセンター

フリーダイヤル 24時間対応 ヨ ニ イ ー シ ク ミ

0120-421-493

利用者証券のご請求は (株)全国儀式サービス渋谷法人会係

平日9:00~17:00

03-3739-0755

葬儀の基本的なセットが通常40万~60万円のところ、葬儀支援サービスでは  
会員企業の全役員(75才未満)の  
利用負担金は**無料!**

※75才以上の役員及びご家族は、24万円(税別)で  
基本セットをご利用いただけます。

●公営斎場、ネットワーク加盟葬儀社直営斎場、寺院斎場、ご自宅等でご利用いただけます。

### 葬儀支援サービスの流れ

1 指定のフリー  
ダイヤルに  
緊急電話

落ちついてご連絡ください。



2 電話受付

早速ご葬儀の手配をいたしますので、必要事項をお聞かせください。ただちに地元  
の葬儀社に連絡します。



3 葬儀の施行依頼

葬儀を施行する場所に応じて、全国儀式サービスの会員である地元の葬儀社が伺います。



霊台車ですぐにお迎えにまいります。

4 ご葬儀の打合せ

葬儀支援サービスの基本セットについて説明をします。事前にお見積書を提出します。準備・手続さ、すべてお任せください。



ご提供できる基本セットの内容  
葬儀基本セット(仏式)東京・神奈川の例

- |             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| ●ご祭壇        | ●式場内外装飾用品(幕類)                    |
| ●お棺(桐上級棺)   | ●ご焼香用品                           |
| ●ご遺影(白黒)    | ●ご遺体保存用品(車庫から10kmまで) (ドライアイス一回分) |
| ●寝台車        | ●受付用テント(一張)、照明器具                 |
| ●忌中額        | ●放送設備(マイク・スピーカー)                 |
| ●門標(式場看板)   | ●儀式係員派遣                          |
| ●枕飾り        | ●見送り係員派遣                         |
| ●会葬礼状(100枚) | ●諸官庁手続き                          |
| ●お位牌(白木)    |                                  |
| ●お清めセット     |                                  |

※神式やキリスト教式、その他の宗教についても、同様の基本セットをご用意しております。

※ご祭壇、お棺等はグレードアップが可能です。

※基本セット内容以上のものをご希望された場合や会葬者の接待費用、寺院関係の費用等は別途ご負担頂きます。

※一部葬儀社によっては、ご提供できる基本セット内容が若干異なりますので、葬儀社に十分ご確認ください。

葬儀支援サービスについてのお問合せは 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755